

## 諸外国の性犯罪規定の概要（性的行為が配偶者間等で行われた場合に関する規定）

（注）本資料は、性犯罪に関する刑事法検討会において配布した資料 8 「諸外国の性犯罪関連規定」等を基に整理したものである。

## 1 アメリカ（州法）

### ミシガン州刑法

ミシガン州刑法は、第750.520l条において、「被害者が法的配偶者であっても、第520b条から第520g条（注1）で告発され又は有罪とされる。」旨規定している。

### ニューヨーク州刑法

ニューヨーク州刑法には、配偶者間等でも強姦罪等の性犯罪が成立することを明示する規定（以下「性犯罪に関する配偶者規定」という。）はない。

### カリフォルニア州刑事法

カリフォルニア州刑事法は、第262条(a)において、「被害者が行為者の配偶者である場合には、以下のいずれかの状況において、性交が行われたときに、強姦となる。」と規定し、一定の場合には、行為者の配偶者に対しても強姦罪が成立する旨規定している（注2）。

また、同意の有無が争われている場合、現在又は以前に交際関係又は婚姻関係があったとしても、そのことにより、同意があったとみなされることはない旨規定している（同法第261.6条）。

（注1）ミシガン州刑法では、

- 第750.520b条において、「行為者が被害者に身体傷害を負わせ、強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられた」場合等を処罰する第一級性犯罪
- 第750.520c条において、「行為者が被害者に身体傷害を負わせ、強制又は抑圧が性的接触を成し遂げるために用いられた」場合等を処罰する第二級性犯罪
- 第750.520d条において、「強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられた」場合等を処罰する第三級性犯罪
- 第750.520e条において、「強制又は抑圧を性的接触を成し遂げるために用いた」場合等を処罰する第四級性犯罪
- 第750.520f条において、累犯
- 第750.520g条において、性犯罪目的による暴行の罪がそれぞれ規定されている。

(注2) カリフォルニア州刑事法では、以下のとおり、「被害者が行為者の配偶者以外の場合」と「被害者が行為者の配偶者の場合」とで強姦罪が成立する状況を分けて規定する。

具体的な情況	強姦罪の成否	
	配偶者以外	配偶者
被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であって、かつ、そのことにつき、行為者が知っていた又は合理的に知るべきであった場合	○	×
威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反してなされた場合	○	○
被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知るべきであった場合	○	○
被害者が被害時に右に掲げるいずれかの状況にあるために抵抗ができない(当該行為の性質につき無意識である)場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた場合	○	○
意識を失っていた又は睡眠中であった場合	○	○
当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった場合	○	○
行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった場合	○	○
当該性交には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった場合	○	×
被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合	○	×
被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存する場合(本項における「報復する旨脅迫する」とは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的傷害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。)	○	○
被害者又は第三者を拘禁、逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、当該被害者が、行為者が公務員であると合理的に信じた場合(本項における「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇傭された者を意味し、当該行為者が真にかかる公務員であるか否かは問わない。)	○	○

(参考) これらの性犯罪に関する配偶者規定が置かれた歴史的沿革については、「コモンローの強姦 (rape) の定義は、「強制力を用い、妻以外の女性に対して、その意思に反して性交をすること」とされていた。(中略) 定義から明らかなように、夫が妻に対して行う行為は免責された。(中略) このような性犯罪のコモンローの考え方に対して、1960年代以降のフェミニズム運動が厳しく批判を行い、立法の改革をもらたすに至った。」旨の指摘がある(斉藤豊治「アメリカにおける性刑法改革の方向」刑法雑誌第54巻第1号63ないし65頁)。

## 2 イギリス(イングランド・ウェールズ)

イギリスの2003年性犯罪法 (Sexual Offences Act 2003) には、性犯罪に関する配偶者規定はない。

なお、イギリスの1976年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1976) 第1条は、レイプを「不法な (unlawful) 性交」と定義しており、これが婚姻外の性交を意味するという解釈の余地を残していたとされるが、1994年刑事司法及び公共の秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994) 第142条において、レイプの定義から「不法な」

が削除された。

### 3 フランス

フランス刑法は、第222-22条第2項において、「強姦及び他の性的攻撃は、攻撃者と被害者との関係性のいかに問わず（攻撃者及び被害者が婚姻関係にある場合を含む。）本節に規定する状況下で被害者に実行された場合に構成される。」と規定している（注3）。

（注3）第222-22条第2項は2006年刑法改正により新設された規定であるところ、このような性犯罪に関する配偶者規定が置かれた歴史的沿革については、「かつてはフランスでも夫婦間強姦はなかなか認められなかったが、1980年代からすでに肯定判例が現れ（グルノーブル大審裁判所1980年6月4日判決，破毀院刑事部1984年7月17日判決，同1990年9月5日判決等），破毀院刑事部1992年6月11日判決は「夫婦の性交における同意の推定は，逆の証拠が出されれば無効となる」と明確に宣言し，欧州人権裁判所もこの考え方を支持した（1995年11月22日判決）。このように判例上は1990年代から認められていたものの，「妻は夫の性的欲求に常に従わなければならない」という家父長制度時代の古い価値観である男性支配思想からの決別を象徴する規定が2006年に明文化されたことの意義は大きい。」との指摘がある（島岡まなほか「フランス刑事法入門」73頁）。

### 4 ドイツ

ドイツ刑法には，性犯罪に関する配偶者規定はない。

なお，ドイツ刑法第177条は，かつて，強姦罪を「...婚姻外の性交を婦女に強要した...」と規定していたが，1997年刑法改正により，「婚姻外」の要件を削除し，配偶者間でも強姦が成立することとなった（注4）。

（注4）新谷一幸著「ドイツ性刑法の改革(-)」修道法学25巻1号140ないし148頁

### 5 韓国

韓国刑法には，性犯罪に関する配偶者規定はない。

### 6 カナダ

カナダ刑事法は，第278条において，「夫又は妻は，訴追対象を構成する行為が起きた際に配偶者と同居していたかどうかにかかわらず，その配偶者に対する第271条，第272条及び第273条の各罪について起訴され得る。」旨規定している（注5）。

（注5）カナダ刑事法では，

- 第271条において，性的暴行の罪
- 第272条において，凶器を用いた性的暴行，第三者への脅迫を伴う性的暴行又は身体傷害を生じさせた性的暴行の罪
- 第273条において，加重性的暴行の罪がそれぞれ規定されている。